

鑄鉄製ふた

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版21章2節に規定する鑄鉄製ふたとする。

2. 品質・性能等

- （1）主要な資材について、資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- （2）性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。
- （3）構造について、標仕に適合していることを確認している。
- （4）製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

機材の形式、安全荷重等の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。